

掛川市条例第12号

掛川市佐東財産区管理会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月9日

掛川市長

(別紙)

掛川市佐東財産区管理会条例等の一部を改正する条例

(掛川市佐東財産区管理会条例の一部改正)

第1条 掛川市佐東財産区管理会条例（平成17年掛川市条例第191号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
(会長) 第6条 管理会は、委員の中から会長を互選しなければならない。 2 (略) 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、 <u>会長の指定する委員</u> がその職務を代理する。	(<u>会長及び副会長</u>) 第6条 管理会は、委員の中から <u>会長及び副会長</u> を互選しなければならない。 2 (略) 3 <u>副会長は</u> 、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(掛川市東山財産区管理会条例の一部改正)

第2条 掛川市東山財産区管理会条例（平成17年掛川市条例第195号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
(委員の選任) 第4条 委員は、財産区の <u>住民が選挙する。</u>	(委員の選任) 第4条 委員は、財産区の <u>区域内に3月以上住所を有するもので、市の議会の議員の被選挙権を有するもの</u> （以下「 <u>被選挙権を有する者</u> 」という。）のうちから市長が議会の同意を得て選任する。

<p>2 <u>財産区の区域内に3月以上住所を有する者で、市の議会の議員の選挙権を有するものは、委員の選挙権を有する。</u></p> <p>3 <u>委員の選挙権を有する者で、年齢満25年以上のものは、委員の被選挙権を有する。</u></p> <p>4 <u>委員の選挙には、市の議会の議員の選挙に用いられる選挙人名簿を用いるものとする。</u></p> <p>5 <u>地方自治法及びこの条例に規定するもののほか、委員の選挙については、財産区の議会の議員の選挙の例による。</u></p> <p>(会長)</p> <p>第6条 管理会は、委員の中から会長を互選しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、<u>会長の指定する委員</u>がその職務を代理する。</p>	<p>(会長及び副会長)</p> <p>第6条 管理会は、委員の中から会長<u>及び副会長</u>を互選しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>副会長は</u>、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>
---	--

(掛川市桜木財産区管理会条例の一部改正)

第3条 掛川市桜木財産区管理会条例(平成17年掛川市条例第199号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(委員の選任)</p> <p>第4条 委員は、財産区の<u>住民</u>が選挙する。</p> <p>2 <u>財産区の区域内に3月以上住所を有する者で、市の議会の議員の選挙権を有するものは、委員の選挙権を有する。</u></p> <p>3 <u>委員の選挙権を有する者で、年齢満25年以</u></p>	<p>(委員の選任)</p> <p>第4条 委員は、財産区の<u>区域内に3月以上住所を有するもので、市の議会の議員の被選挙権を有するもの</u>(以下「<u>被選挙権を有する者</u>」という。)のうちから市長が議会の同意を得て選任する。</p>

<p><u>上のものは、委員の被選挙権を有する。</u></p> <p>4 <u>委員の選挙には、市の議会の議員の選挙に用いられる選挙人名簿を用いるものとする。</u></p> <p>5 <u>地方自治法及びこの条例に規定するもののほか、委員の選挙については、財産区の議会の議員の選挙の例による。</u></p> <p>(会長)</p> <p>第6条 管理会は、委員の中から会長を互選しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、<u>会長の指定する委員</u>がその職務を代理する。</p>	<p>(会長及び副会長)</p> <p>第6条 管理会は、委員の中から<u>会長及び副会長</u>を互選しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>副会長は、</u>会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>
---	--

(掛川市上西郷財産区管理会条例の一部改正)

第4条 掛川市上西郷財産区管理会条例（平成17年掛川市条例第203号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(委員の選任)</p> <p>第4条 委員は、財産区の<u>住民が選挙する。</u></p> <p>2 <u>財産区の区域内に3月以上住所を有する者で、市の議会の議員の選挙権を有するものは、委員の選挙権を有する。</u></p> <p>3 <u>委員の選挙権を有する者で、年齢満25年以上のものは、委員の被選挙権を有する。</u></p> <p>4 <u>委員の選挙には、市の議会の議員の選挙に用いられる選挙人名簿を用いるものとする。</u></p> <p>5 <u>地方自治法及びこの条例に規定するものの</u></p>	<p>(委員の選任)</p> <p>第4条 委員は、財産区の<u>区域内に3月以上住所を有するもので、市の議会の議員の被選挙権を有するもの（以下「被選挙権を有する者」という。）のうちから市長が議会の同意を得て選任する。</u></p>

ほか、委員の選挙については、財産区の議会の議員の選挙の例による。

(会長)

第6条 管理会は、委員の中から会長を互選しなければならない。

2 (略)

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会長及び副会長)

第6条 管理会は、委員の中から会長及び副会長を互選しなければならない。

2 (略)

3 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

